

展示会出展支援補助金

国内外の展示会出展費用及び出展情報掲載に係る経費に対する補助

制度の概要

【主な補助条件】

1. 販路拡大に取り組む中小企業者等又はつくばクオリティ認定事業者が、自ら開発又は生産した製品等に係る出展であること。
2. 一の年度において展示会出展支援補助金を受けていないこと。
3. 法人の場合、市内に本店又は主たる事業所があること。
個人事業主の場合、市内に住所及び主たる事業所を有すること。
4. 市税の滞納がないこと。

【対象となる展示会】

1. 主催者が開催期間等を指定する展示会等で製品等の宣伝又は商談を目的とするものであること。
2. 出展者が出展小間を有する展示会等であること。
3. 複数の出展者が参加する展示会等であること。
4. 販売を主たる目的とする展示会等でないこと。
5. 展示会出展支援補助金を申請する者自らが主催し、又は運営に携わる展示会等でないこと。

【対象経費】

1. 出展小間料(一回の展示会の出展小間料に限る。)
2. 国外線の航空旅客運賃・燃油特別付加運賃・航空保険特別料金
(通常の経路及び方法により、エコノミークラスで往復する国外線の航空旅客運賃を対象とし、2人分を限度とする。一の渡航で複数の展示会に出展する場合にあっては、最初の展示会の会場までの航空旅客運賃及び最後の展示会の会場からの航空旅客運賃を対象とする。)
3. 情報掲載料
(展示会出展に係る企業情報、製品等の情報掲載費用に限る。)
4. 通訳・翻訳に係る費用
(補助金を申請する展示会に使用するものに限る。)

【補助率・補助金額】

補助率:1/2

補助限度額:国内開催の場合、30万円・国外開催の場合、50万円

補助率:1/3

補助限度額:国内開催の場合、30万円・国外開催の場合、50万円

※つくば市産業創出支援補助金(令和2年度以降)及び令和6年度つくば市展示会出展支援補助金において、合計3回以上の交付を受けている者。

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

申請手続

4月1日から翌年2月末日までの間に、申請書及び以下の添付書類を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。(展示会開催日の1ヶ月前までには申請すること。)

添付書類

- 出展状況を明らかにする書類(出展申込受付書、航空券内訳書、請求書等)
- 事業計画書(様式は市HPに掲載)
- 行程表(国外展示会の出展の場合に限る)
- 法人登記事項証明書の写し(3か月以内に発行のもの)又は、個人事業の開業届出書の写し
- 最新の決算書の写し(個人にあっては確定申告書の写し)
- 市税に滞納がないことの証明書(30日以内に発行のもの)

事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。

補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします。

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は申請年度3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
※提出期限までに提出できない場合は、補助金の支払いができなくなりますので注意してください。
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は、実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金につくば市補助金等交付適正化規則及び令和7年度つくば市展示会出展支援補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。

※公平・公正な審査を実施するため、補助対象経費や審査結果等に関するお問い合わせには一切お答え致しかねます。補助金要項のとおりご自身でご判断ください。

▼申請書類は、つくば市HPからダウンロードできます。



☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係
TEL:029-883-1111(代表) e-mail:eco051@city.tsukuba.lg.jp
住所:つくば市研究学園一丁目1番地1